

## 東京学芸大学附属図書館蔵書構築指針の一部改正（案）について

改正理由：事務組織の再編及び指針使用用語の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正（案）	現 行
<p>[省略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 図書館は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における教育・研究等の支援に資することを目的として、次に定める基本方針に基づいて資料の収集・保存を行い、本学の構成員にとって有益かつ適切な蔵書構築に努めるものとする。</p> <p>(1) 本学の理念及び目的に基づき、教育・研究活動に必要な資料を広く体系的に収集するとともに、本学として特色のあるコレクションの形成に努める。</p> <p>(2) 電子ジャーナルに代表される電子情報とインターネットの普及に対応し、多様化し増大する各種情報に対応した資料の収集と整備に努める。</p> <p>(3) 学生及び教職員が、学習・教育・研究の遂行に支障を来たすことなく、必要な資料を十全に活用できるシステムを整備するとともに、知的財産としての資料の性格に鑑み、収集された資料の共同利用と世代を超えた継承に努め、教育・研究活動の進展に奉仕する。</p> <p>(4) 限られた蔵書と学内スペースの有効活用に資するべく、資料の集中管理を進めるとともに、一定の基準に基づいて資料の譲渡又は除却を行うものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(資料の区分及び定義)</p> <p>第5条 収集する資料の区分（以下「資料区分」という。）及び定義は、次のとおりとする。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 図書館は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における教育・研究等の支援に資することを目的として、次に定める基本方針に基づいて資料の収集・保存を行い、本学の構成員にとって有益かつ適切な蔵書構築に努めるものとする。</p> <p>(1) 本学の理念及び目的に基づき、教育・研究活動に必要な資料を広く体系的に収集すると共に、本学として特色のあるコレクションの形成に努める。</p> <p>(2) 電子ジャーナルに代表される電子情報とインターネットの普及に対応し、多様化し増大する各種情報に対応した資料の収集と整備に努める。</p> <p>(3) 学生及び教職員が、学習・教育・研究の遂行に支障を来たすことなく、必要な資料を十全に活用できるシステムを整備すると共に、知的財産としての資料の性格に鑑み、収集された資料の共同利用と世代を超えた継承に努め、教育・研究活動の進展に奉仕する。</p> <p>(4) 限られた蔵書と学内スペースの有効活用に資するべく、資料の集中管理を進めると共に、一定の基準に基づいて資料の譲渡又は除却を行うものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(図書館資料の区分及び定義)</p> <p>第5条 収集する資料の区分（以下「資料区分」という。）及び定義は、次のとおりとする。</p> <p>[省略]</p>

(選定方法)

第6条 資料の選定は、資料区分毎に、次の方法により行う。なお、図書館推薦図書等の選定基準に関しその他必要な事項は、図書館推薦図書等選択基準（昭和55年4月1日館長決裁、平成17年11月28日一部改正。以下「選択基準」という。）に定めるものとする。

(1) 学生用図書

ア 一般図書

(ア) 教員推薦図書

教員に対して、学生用図書として必要なものの推薦を依頼する。推薦された図書については、重複図書等を除き、可能な限り購入する。

(イ) 図書館推薦図書

出版情報等に基づき、図書館職員が選定し、購入する。それらのうち、需要が高く、学習・研究上有用な文庫、新書及びシリーズ等については、継続購入する。

(ウ) 学生希望図書

学生の希望に基づき、学生の学習・研究に必要な図書を購入する。

イ 授業関連図書

シラバス並びに読書案内等に指示された教科書及び参考文献等を可能な限り購入する。

ウ 留学生用図書

留学生センターの教員及び図書館職員が選定し、購入する。

(2) 研究用図書

研究室等又は教員が選定する。

(3) 基本的教育研究資料

教員・学生のニーズ及び図書館の事業計画等に基づき、分担収集にも配慮した上で、本学において広く又は長期的に利用されることが見込まれる基本的な学術研究資料を選定し、購入する。

(4) 特別研究資料

図書館の事業計画等に基づき、計画的に選定し、収集するものとする。

(5) 現行教科書

初等中等教育において使用されている教科書並びにこれに付随する指導書及び解説書等を計画的に収集するものとする。

(選定方法)

第6条 資料の選定は、資料区分ごとに、次の方法により行う。なお、図書館推薦図書等の選定基準に関しその他必要な事項は、図書館推薦図書等選択基準（昭和55年4月1日館長決裁、平成17年11月28日一部改正。以下「選択基準」という。）に定めるものとする。

(1) 学生用図書

ア 一般図書

(ア) 教員推薦図書

教員に対して、学生用図書として必要なものの推薦を依頼する。推薦された図書については、重複図書等を除き、可能な限り購入する。

(イ) 図書館推薦図書

出版情報等に基づき、図書館職員が選定し、購入する。それらのうち、需要が高く、学習・研究上有用な文庫、新書及びシリーズ等については、継続購入する。

(ウ) 学生希望図書

学生の希望に基づき、学生の学習・研究に必要な図書を購入する。

イ 授業関連図書

シラバス並びに読書案内等に指示された教科書及び参考文献等を可能な限り購入する。

ウ 留学生用図書

留学生センターの教員及び図書館職員が選定し、購入する。

(2) 研究用図書

研究室等又は教員が選定する。

(3) 基本的教育研究資料

教員・学生のニーズ及び図書館の事業計画等に基づき、分担収集にも配慮した上で、本学において広く又は長期的に利用されることが見込まれる基本的な学術研究資料を選定し、購入する。

(4) 特別研究資料

図書館の事業計画等に基づき、計画的に選定し、収集するものとする。

(5) 現行教科書

初等中等教育において使用されている教科書並びにこれに付隨する指導書及び解説書等を計画的に収集するものとする。

(6) 参考図書

参考図書として必要なものについて、教員及び図書館職員の推薦に基づき選定し、購入する。選定された参考図書のうち、需要が高く、学習・研究上有用な年鑑、白書、年報及び統計書等は継続購入する。

(7) 逐次刊行物

ア 逐次刊行物の新規購入に当たっては、本学において比較的共通に使用できる雑誌で次のいずれかの要件に該当するものを優先的に選定する。なお、逐次刊行物の新規購入を決定した場合には、以後継続購入を原則とする。

(ア) シラバスに掲載されているもの

(イ) 複数の教員の推薦又は多数の学生の要望があつたもの

(ウ) 他館への文献複写依頼の件数が多いこと等の理由により、頻繁に利用されることが予想されるもの

イ 次に該当する場合は、当該逐次刊行物の購読を中止することができる。

(ア) 電子媒体（電子ジャーナル等）によって閲覧可能であるもの

(イ) 情勢の変化により、需要の低くなったもの

(ウ) その他、予算状況に照らして中止が適当と判断されるもの

ウ 逐次刊行物の購入に当たっては、次の手続きをとるものとする。

(ア) 外国逐次刊行物については、毎年9月までに次年度分の購入計画(案)を作成し、学術情報委員会（以下「委員会」という。）に諮る。ただし、予約出版に係るものその他至急に購入手続きを必要とするものについては、附属図書館長（以下「館長」という。）の判断で購入し、事後に委員会に報告するものとする。

(イ) 国内逐次刊行物については、図書館職員が選定し、委員会に報告するものとする。

(8) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース

学内関係部局の協力により予算の確保を図りつつ、概ね次の基準により導入又は継続の可否を判断し、計画的に整備する。

ア 支出金額に比して利用頻度が高く、費用対効果が高いと判断されるもの

イ 本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの

ウ 複数の分野にわたる多数の教員から導入の希望が寄せられたもの

(6) 参考図書

参考図書として必要なものについて、教員及び図書館職員の推薦に基づき選定し、購入する。選定された参考図書のうち、需要が高く、学習・研究上有用な年鑑、白書、年報及び統計書等は継続購入する。

(7) 逐次刊行物

ア 逐次刊行物の新規購入に当たっては、本学において比較的共通に使用できる雑誌で次のいずれかの要件に該当するものを優先的に選定する。なお、逐次刊行物の新規購入を決定した場合には、以後継続購入を原則とする。

(ア) シラバスに掲載されているもの

(イ) 複数の教員の推薦又は多数の学生の要望があつたもの

(ウ) 他館への文献複写依頼の件数が多いこと等の理由により、頻繁に利用されることが予想されるもの

イ 次に該当する場合は、当該逐次刊行物の購読を中止することができる。

(ア) 電子媒体（電子ジャーナル等）によって閲覧可能であるもの

(イ) 情勢の変化により、需要の低くなったもの

(ウ) その他、予算状況に照らして中止が適当と判断されるもの

ウ 逐次刊行物の購入に当たっては、次の手続きをとるものとする。

(ア) 外国逐次刊行物については、毎年9月までに次年度分の購入計画(案)を作成し、図書館委員会に諮る。ただし、予約出版に係るものその他至急に購入手続きを必要とするものについては、附属図書館長（以下「館長」という。）の判断で購入し、事後に委員会に報告するものとする。

(イ) 国内逐次刊行物については、図書館職員が選定し、図書館委員会に報告するものとする。

(8) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース

学内関係部局の協力により予算の確保を図りつつ、概ね次の基準により導入又は継続の可否を判断し、計画的に整備する。

ア 支出金額に比して利用頻度が高く、費用対効果が高いと判断されるもの

イ 本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの

ウ 複数の分野にわたる多数の教員から導入の希望が寄せられたもの

エ 学生の教育に特に必要とされるもの

オ 国立大学法人等によるコンソーシアムが成立しており、有利な条件で契約が可能であるもの

なお、導入又は継続の可否の判断は、個々のデータベースに対して暦年又は年度毎に行うものとし、決定に当たっては年間導入計画を作成した上で委員会に諮るものとする。

(9) 大学紀要

本学において必要性の高いものを寄付により受け入れる。受入に当たっては、概ね次の基準によるものとする。

ア 次のものは原則として受け入れる。

(ア) 教育関係（教育学部及びそれに準じる学部の発行したもの並びに幼児・初等・中等・障害児教育を主題としたもの等）の紀要

〔省略〕

（受贈）

第7条 資料の寄贈を受けた場合には、次の基準により受入れる。

(1) 選択基準に基づき選定の上、本学の教育・研究に必要な資料を可能な限り受入れるものとする。ただし、大学紀要、教育実践資料及び本学関連資料については、第6条に定める基準によるものとする。

(2) 前号に関わらず、保存のための書架スペース等を別に確保する必要のある場合並びに保存及び提供の方法について寄贈者から条件が付されている場合等の資料の受入れは、別に館長が定めるところに従って行うものとする。

〔省略〕

（保存・除去）

第10条 新規資料の収納場所を確保し、利用者にとって魅力的な蔵書を維持するため、資料の保存期間及び除去の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 学生用図書、基本的教育研究資料、特別研究資料、現行教科書及び本学関連資料については、原則として保存年限を設けない。ただし、学生用図書のうち留学生用については、利用価値が消失するまで保存する。

エ 学生の教育に特に必要とされるもの

オ 国立大学法人等によるコンソーシアムが成立しており、有利な条件で契約が可能であるもの

なお、導入又は継続の可否の判断は、個々のデータベースに対して暦年又は年度ごとに行うものとし、決定に当たっては年間導入計画を作成した上で図書館委員会に諮るものとする。

(9) 大学紀要

本学において必要性の高いものを寄付により受け入れる。受入に当たっては、概ね次の基準によるものとする。

ア 次のものは原則として受け入れる。

(ア) 教育関係（教育学部及びそれに準じる学部の発行したもの及び幼児・初等・中等・障害児教育を主題としたもの等）の紀要

〔省略〕

（受贈）

第7条 資料の寄贈を受けた場合には、次の基準により受入れる。

(1) 選択基準に基づき選定の上、本学の教育・研究に必要な資料を可能な限り受入れるものとする。ただし、大学紀要、教育実践資料及び本学関連資料については、第6条に定める基準によるものとする。

(2) 前号にかかわらず、保存のための書架スペース等を別に確保する必要のある場合並びに保存及び提供の方法について寄贈者から条件が付されている場合等の資料の受入れは、別に館長が定めるところに従って行うものとする。

〔省略〕

（保存・除去）

第10条 新規資料の収納場所を確保し、利用者にとって魅力的な蔵書を維持するため、資料の保存期間及び除去の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 学生用図書、基本的教育研究資料、特別研究資料、現行教科書及び本学関連資料については、原則として保存年限を設けない。ただし、学生用図書のうち留学生用については、利用価値が消失するまで保存する。

- (2) ネットワーク型データベースを除く参考図書については、利用価値が消失するまで保存する。ただし、電子媒体で閲覧が可能なものについては、原則としてその冊子体を保存しない。
- (3) 大学紀要を除く逐次刊行物については、原則として保存年限を設けない。ただし、逐次刊行物のうち、短期間に利用価値が消失するものについては、保存年限を設ける。また、電子媒体で閲覧が可能なもののうち、アーカイブ機能が確立しているものについては、その冊子体に保存期限を設ける。
- (4) 大学紀要については次に定めるとおりとする。  
ア 教育関係の紀要並びに文系学部を持つ国立大学法人及び大学院博士課程を持つ公私立大学の発行した人文・社会科学系の特に主要な紀要是、原則として保存年限を設けない。

[省略]

附 則

この指針は、平成20年5月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

- (2) ネットワーク型データベースを除く参考図書については、利用価値が消失するまで保存する。ただし、電子媒体で閲覧が可能なものについては、原則としてその冊子体を保存しない。
- (3) 大学紀要を除く逐次刊行物については、原則として保存年限を設けない。ただし、逐次刊行物のうち、短期間に利用価値が消失するものについては、保存年限を設ける。また、電子媒体で閲覧が可能なもののうち、アーカイブ機能が確立しているものについては、その冊子体に保存期限を設ける。
- (4) 大学紀要については次に定めるとおりとする。  
ア 教育関係の紀要並びに文系学部を持つ国立大学法人及び大学院博士課程を持つ公私立大学の発行した人文・社会科学系の特に主要な紀要是、原則として保存年限を設けない。

[省略]